

令和5年度天童市農業労働賃金協定標準表

機 械 利 用 料 金 (消費税抜き)							
作業名	単位	金額(円)	摘要	作業名	単位	金額(円)	摘要
耕耘代かき	10a	18,800	作業の難易な場所は、割増し加算	バインダー稲刈	10a	10,600	刈取りのみ(糸つき)
耕耘	//	10,000	//	コンバイン刈	//	21,200	作業の難易な場所は割増し加算 稲わら結束は2,000円増し(結束糸含む)
代かき	//	10,000	//	ハーベスター脱穀	//	10,600	運転手付 作業の難易な場所は割増し加算
畑耕耘	//	12,900	// 原則は2回耕耘 10a未満は割増	生脱乾燥調製	//	42,300	10俵基準とし、1俵増加ごとに1割増し 作業難易度により割増し
育苗	1箱	900	10a当り25箱使用を基準	乾燥調製	生粃	1俵	2,100
機械田植	10a	30,600	育苗から田植作業。稚苗25箱使用、増箱分は1箱750円加算		半乾	//	1,800
	//	8,800	植え付けのみ 肥料・除草剤散布作業は1,000円増し(肥料・除草剤代は別)	調整作業	//	900	粃ずり
機械田植(直播)	//	23,500	浸種・鉄コーティング・播種作業 種子、鉄粉代等込 肥料・除草剤散布作業は1,000円増し(肥料・除草剤代は別)+	色彩選別	//	700	
	//	7,100	播種作業 肥料・除草剤散布作業は1,000円増し(肥料・除草剤代は別)	精米	//	700	
草刈	肩掛背負	1時間	1,800	刈払機使用 肩掛、背負とも同額	S・S防除	100ℓ	900
	乗用	10a	4,100	乗用草刈機(乗用モア)使用	畔ぬり	1m	60
							耕地の分散・薬剤(薬剤除き)500リットル以下の場合は、割増し加算
							片側機械ぬりを基準 たたきぬり方式の場合は、割増し加算

労 働 賃 金			
作業名	単位	金額	摘要
一般作業	1日	6,900	防除、山林作業は2割増し
果樹剪定	//	10,800	1,375円／1時間
果樹作業	//	6,900	摘花(果)袋かけ
さくらんぼ収穫	//	7,500	
果実箱詰作業	//	7,300	
ジベ処理	//	6,900	
さくらんぼ雨よけ ハウスビニール	1m	1,000	連棟は900円／1m 撤収は600円／1m 傷害保険は受託者持ち 雇上げは1時間1,300円

【参考】
山形県最低賃金 854円／時間
(令和4年10月6日から適用)

注意事項
(1)労働時間(休憩時間を除く)は1日8時間を基準とします。
(2)機械利用料金の内、ほ場条件の悪い場合(耕地の分散、面積が小さい、未整理地など)は作業前に当事者間で十分に話し合いのうえ、割増額を決めてください。
(3)この協定標準表は目安として作成したものです。当事者間で十分に話し合って金額を決めてください。

令和5年4月1日から適用
天童市農業労働賃金協定協議会
天童市農業委員会
TEL654-1111 内線231・232・233